

議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
質問順位 4 番 6 番議員 上田丈二議員。

上 田 議 員

はい、議長。

議 長

上田議員。

上 田 議 員

おはようございます。
それでは通告に基づいて質問いたします。
本日は 3 つの事項を質問いたします。
最初の質問事項ですが、高齢者福祉タクシー利用助成制度について質問致します。
現在の高齢者福祉タクシー利用制度の対象者についてですが、和木町ホームページや広報誌の中でもこの制度について通知をされています。
内容では、高齢者が病院への通院及び入退院、施設への入退所、買い物に利用する場合にタクシー利用料金の一部、基本料金を助成するとなっています。
また、対象者については、一つ目には、年齢が 70 歳以上で、ひとり暮らしまたはひとり暮らしに近い方で同一敷地内または隣接地に子息等が居住していない方。
二つ目は、年齢が 65 歳以上で身体上または精神上的の障害により常時介護を必要にする状態にある方。
三つ目は、年齢が 75 歳以上の方のみで構成される世帯の世帯主である方が同一敷地内または隣接地に子息等が居住していない方となっています。対象者について多少改善はされていますけれども、この対象制度で折角の高齢者福祉タクシー利用制度が充分に高齢者の方が利用出来ているのでしょうか伺いたいと思います。

渡 邊 保 健
福 祉 課 長

議長。

議 長

渡邊保健福祉課長。

渡 邊 保 健
福 祉 課 長

高齢者福祉タクシー利用制度については、対象者、利用の範囲、交付の内容について先程上田議員が言われた通りでございます。

また、現在同居の要件についてのことを、についてお話をいたしますと、現在は家族の方が同居されている場合には、対象外というふうにさせていただいております。

こちらについては先程も説明をいただきましたが、同一敷地内または近隣に子等が居住していない方という要件をつけておりまして、家族が同居、またはそれに近い形態で居住している場合には、経済的、直接的な支援を受けられる可能性が高いと考え、公的な移動支援の必要性を低下させるとの判断に基づいております。

しかしながら、こうした要件の設定には限界があり、同居する家族がいても家族から支援が受けられない高齢者も存在することから、必要性に応じ柔軟に対応して欲しい、という意見もあることは承知をしておるような状況です。

議 長

はい、上田議員。

上 田 議 員

はい、先程課長が申されたように、近接する同居の方に対してのものに対しては緩和がされたんですけれども、それでもその中で同居されている方に対してはまだまだ緩和がされていないんですけれども、こういったところも緩和もお願いしたいところなんですけれども、本日はそうじゃあなくて 75 歳以上の方の夫婦に関してちょっと質問をこうしたいと思っているんですけれども、和木町の財政の中でですね、限られた財政の中で、この制度を継続して、またそれを広めていくってことは難しいのかもしれないんですけれども、現在の状況の中でこの高齢者福祉タクシー利用制度でタクシー券の補助を申請しても対象外となっている町民の方が多くいると思うんですよ。利用される方が増えすぎて困るっていうことは、逆にいえば

ですよ、この制度は高齢者の方にとって有効な福祉制度である
ということが言えると思うんです。それで、この制度で、見直
していただきたいことなんですけれども、今現在ですね、70
歳以上で、一人暮らしの方に対しては、制度で、利用で免許や
車をお持ちの方でも制度を利用してタクシー券の助成を受け
る事ができますよね。

ですが、この75歳以上になるまで、高齢者世帯での夫婦で
暮らしている方は、免許を持っておらず、車も持っていない方
であっても制度の利用を受ける事ができません。さらに、世帯
主の方が、75歳になっても夫婦ともに75歳以上でなければ、
制度の利用ができません。

高齢になり、運転免許を返納した方、免許を持っていない方
でも、制度の利用を受けられず、折角の高齢者福祉の助成制度
であるのに利用できない。例えばご主人が、75歳だとしても
奥さんが75歳に満たなければ受けることができません。もし
10歳違いで奥様が年下だとしたら、ご主人が85歳になるま
でこの高齢者福祉利用制度を受けることが出来ない事になっ
てしまいます。

制度として、ひとり暮らしの方への対応とご夫婦での暮らし
ている方への対応では公平性が保っているのか、と言えるのか
そこはちょっと疑問に思うところでもあります。

高齢者の方の自動車事故が増えており、高齢者の方の免許返
納が進んでいます。

免許がない方や車を持たれない世帯では、交通手段がなく、
タクシーの利用助成制度を利用したい方も多くおられると
思っています。

この制度の対象について検討をできないでしょうか。伺いた
いと思います。

議 長

坂本町長。

坂 本 町 長

はい、ただ今、上田議員さんより様々なご質問いただきました。
高齢者タクシーの助成制度、この制度について75歳以上

のみの世帯、ご主人さんが 75 以上だけど奥様が 10 歳違いの若い奥様の場合は対象とならないとか、運転免許証等々ありましたけど、一応いろんな面ございますけど、75 歳以上で免許を有して無い方に対して助成の検討ということで回答をさせていただきます。よろしいでしょうか、はい。

高齢者が運転免許証を返納することで、移動手段の確保が難しくなることは理解をしております。特に通院や、生活に必要な買い物などといった、日々の外出に、移動手段の確保は欠かせないものでございます。タクシー券の助成事業は、移動の自由度を高め、社会参加を促進し、高齢者の生活の質を向上させることが期待されると考えております。

近隣の自治体におきましても、免許返納者にタクシー券の助成事業が実施されている事例が見受けられます。例えば、隣町の岩国市のタクシー券助成事業は、運転免許を持っていない 75 歳以上の高齢者を対象者としており、参考にすべき施策と考えております。

しかしながら、助成事業を実施するにあたりましては、財源の確保や運営方法など、いくつかの課題もございます。さらには、タクシー券の配布対象者の選定に関しましては、上田議員さんのご質問にもありましたように公平性を保ち、適切に助成を行える方針を確立する必要があるがございます。

このような観点から、高齢者の移動手段を支援するために、高齢者福祉タクシー利用助成制度については、総合的な見直しを行いたい、このように考えております。他の地域の事例等も参考にしつつ、大変厳しい財政状況の中、公平性と持続可能性の両立を勘案して、今後の方針を検討して参りたい。このように考えております。

議 長 上田議員。

上 田 議 員 はい、町長のご返答ありがとうございます。利用制度について前向きに検討いただけるということで、大変ありがたいと思っております。

先程岩国の例を挙げていただいたんですけども、これについてちょっと僕からも言おうと思っていたことを先に言われてしまったんですけども、この岩国のタクシー利用制度もっと充実しておりまして、75歳以上で、免許を持たず、障害者タクシーの助成を受けていない方にタクシー運賃の割引券の交付を行っています。先程、町長もおっしゃられましたけど。

また岩国市では、このタクシー券自体に年に最大1枚500円を48枚、2万4千円を交付しています。

さらに、この乗車運賃に応じて、3000円以上の運賃時には、500円単位で最大6枚まで利用可能、3000円まで利用可能となっています。

やっぱりこういった近隣の優れた形の利用制度ですね、こういったものも参考にさせていただいて、同居のことであるにしろこの対象の年齢制限とか、そういうもの対象に対してもですね、もう少し緩和をしていただいて、利用しやすい制度に考えていていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

すいません、2つ目の質問事項に移り質問いたします。

昨年12月に町議会から政策提言書を提出いたしました。この検討状況について質問いたします。

この提言書は、議会が平成23年から「議会基本条例」に基づき住民との意見交換の場として「町づくり懇談会」を重ねてきました。

この懇談会の中で頂いた意見や要望を基に作り提出したものです。

この政策提言書では、「全世代、多様な背景を持つ人々が集えるコミュニティ拠点の創出を」として(いつでも、誰でも、自由に集える居場所づくり)の検討を2つの事項で提言をいたしました。

最初の事項では、既存公共空間の多目的・複合利用の促進を挙げています。

町内に既存している公共施設や各地区の集会所を改造利用して多様な人々が利用でき、誰もが気軽に立ち寄れる、交流拠

点としてのコミュニティスペースの整備の検討を求めて 3 つ掲げています。

一つ目はバリアフリー化として、誰もが気兼ねなく利用でき、遊べるスペースや託児機能、多言語表示などの整備、

二つ目にカフェ機能の設置で、滞在機能を高め、より気楽に立ち寄れる雰囲気が可能になる。

3 つ目に「いつでも・誰でも」として、運営時間や曜日を固定せず、朝から夕方まで開放する。多様なライフスタイルの住民が利用しやすい体制を作る。

以上 3 つの項目で検討をお願い致しました。

今、全ての世代や年齢や性別、障害の有無を問わず、子ども、学生、子育て中の保護者、仕事に従事する人、高齢者、移住者など多様な背景を持つ人たちが自由で心地良い、交流の拠点としての「居場所」を求めています。

特に、今現実には子どもたちの居場所づくりに対して緊急性が重要視されています。

昨年、社会福祉協議会が夏休みの 10 日間、小学生を対象に居場所づくりを開所し、のべ 189 人の参加がありました。子どもの居場所づくりが、いかに求められているか、はっきり証明されています。ぜひ、今後の町政において検討を願っています。提言したコミュニティ拠点が、実現されれば、多世代交流により、地域の活性化や賑わいづくりの効果が期待されます。

一つ目の提言について、現状における検討状況を伺います。

議 長

坂本町長。

坂 本 町 長

はい、ただ今昨年 12 月 25 日に提出いただきました政策提言書についてご質問をいただきました。

昨年、提言書につき現状を述べさせていただきます。

議員の皆さまにおかれましては、平成 23 年から町民の皆さまとの意見交換の場である「町づくり懇談会」を重ねられ、

多くの町民の皆さまの切実な声を丁寧に汲み上げていただきましたことに、深く敬意と感謝を申し上げます。

私自身、町長就任以来「出前町長室」として町内の各地域へ出向いたほか、現在は「和木町みらい会議」と銘打ちまして、町内の各種団体の総会や地域のイベント会場などへ、自ら足を運び、直接町民の皆さまの多種多様なご意見に耳を傾けているところでございます。

今回の議員の皆さまからのご提言は、まさに私が「出前町長室」や「和木町みらい会議」で町民の皆さまからお預かりした生の声、未来への想いと重なるものがあり、また、本町の「第 6 次総合計画」が目指す「協働のまちづくり」とも深く合致しており、極めて意義深いものと認識しております。

しかしながら、近年の社会情勢の目まぐるしい変化や急激な人口減少に伴い、財政状況の先行きが予測困難な現代において、ご提言にある既存公共施設の改修やバリアフリー化、カフェ機能の設置、さらには行政主体の運営を進めることにつきましては、現在の財政状況や、管理人員の確保、安全管理体制の観点から、実施には非常に高いハードルがあると感じております。

これからの居場所づくりは、時代の変化や多様化する町民ニーズに柔軟に対応していく必要がございます。そのためには、行政主体のハコモノ整備ではなく、町民主体の活動を行政が側面的に支援していく形が持続可能であると私は考えております。したがって、まずはご提言の趣旨を重く受け止めつつも、既存施設の利用状況や改修コストを慎重に精査し、社会情勢の変化や新たな時代のニーズを的確に見極めながら、どのような形であれば将来的な負担を抑えつつ対応できるのか、中長期的な視野で慎重に検討を重ねてまいりたい。このように思っているところでございます。

議員の皆さまにおかれましては、本町の現状をご理解いただき、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

上 田 議 員

はい、答弁ありがとうございます。ですが財政面を考えてっていう形なんですけれども、この現実にある町の公共施設を利用するっていう方法が、一番財政面に負担がないっていう形はご理解いただけたと思うんですよ。そういった面で最初に提言したのがこの公共施設を利用した形で、改築改善を述べたんですけれども、その上でこの財政面から否定されると非常に先ができない形になってしまうんですけれども、その辺は考慮していただきたいと思うんですよ。それに、子供たちの居場所がですね、今本当に緊急性があるんだという事実ですね。夏休みとかその期間中子どもたちの行き場がない。そのことは、本当にこれから重視して考えていかなければならないことだと思っております。その面においては、ぜひですね、財政面を、例えば財政貯蓄ですね、9 億 6 千万ほど財調がある訳なんですけれども、この面において我が町はこの規模の中においては、貯蓄は結構ある自治体だと思うんですよ。そういった面を少し取り崩してでも今緊急性がある部分については、子どもたちの未来、将来の子どもたちにおいては、そういった居場所づくりっていうのは、ぜひ考えていただきたいと思っております。

その上で続いて 2 つ目の項目に移りたいと思いますけれども、この 2 つ目の提言では、計画が未定の公共空間に新たにコミュニティ拠点を新設する。これは財政上負担がかかるんで、2 番目としたんですけれども、そしてこの中で旧幼稚園、旧保育園跡地に、新たに内容を含んだ施設を検討出来ないかとしておりました。

先ほど、同僚議員より旧幼稚園、旧保育園跡地について質問がありましたが、再度これについて少し伺いたいと思います。

財政面を考えると先程もですね、この新築に対しては財政面で非常にお金がかかるということなんですけれども、ですが、現状の公共施設、集会所など点在している状況ですよね。やはり、点在しているよりも一か所に融合して総合施設を造る。そういった考えも持った方がいいのではないかなと思う訳なんです。

そうすることによって利便性や多様化した拠点づくりこう
いったものができる可能性が高いと思うんですよね。そうすれ
ば、この提言したコミュニティ拠点づくり、これの、にも取り
掛かりやすいと思って、この形で未定の公共空間にコミュニ
ティ拠点を新設することはどうだろうかということを提言し
た訳なんですけれども、これについて、検討ができないでしょ
うか、ということを伺いたいんですけれども、よろしくお願いします。

議 長

どなたが答弁されますか、
松井企画総務課長。

松 井 企 画
総 務 課 長

先程 1 つ前のご質問では、今ある施設をバリアフリー化とか
人が多く集まれるような施設、そういったこともおっしゃられ
て、次のご質問では、それらを集約してコミュニティ拠点を
どこかにつくればいいのかというご質問かと、私は
認識いたしましたが、その上でお答えをさせていただきたいと
いうふうに思います。

まず提言書でございますが、旧幼稚園、旧保育所の跡地に
新たなコミュニティ拠点を新設すること、とご提案をご提言を
されております。ただし今現在ですね、まず給食センターの
建設、こういったことが大きなプロジェクトを町の方では進め
ているところでございます。これまでもこのことにつきまして
は申し上げてまいりましたとおり、給食センターの建設をまず
は最優先で行っていききたい、ということも常々申し上げておる
ところでもございます。その上で、旧幼稚園、旧保育所の跡地
につきましては、これまでの議員さんの皆様からいただきました
ご助言、それからご提言書、町民の皆さまの意見、参考にで
すね、町の財政状況、それから社会情勢などを十分に考慮しな
がら検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長

上田議員。

上 田 議 員

はい、この提言書、急いでどうのこうのして欲しいということで出したものではありませんし、目下のところ給食センターが最初のメイン事項でそこに取り組んでいるってことは重々承知しております。ですが、この町政においてこう検討していく場合において、こういった拠点づくりというものは大切なんだということを理解していただいて、これからの町政に活かしていただければと思って、この提言書を出しましたので、どうかご理解と検討をこれからもよろしくお願い申し上げます。

続いて 3 番目の質問事項に移らさせていただきます。

3 番目の質問事項、5 丁目の下水道遊園地の利用について質問致します。

和木町内にボールを使って遊べる遊園地が少ない事で以前にも私や同僚議員から町民要望として、子ども達がボールを使って遊べる遊園地を整備してほしいと要望をしてまいりました。

5 丁目の下水道遊園地は、町内でも数少ないボールを使い遊ぶ事が可能な公園と以前より聞いております。

子ども達が利用できるように整備を検討出来ないでしょうか、伺います。

議 長

片山都市建設課長。

片 山 都 市
建 設 課 長

はい、下水道公園ですが、下水道公園においては、ボール等の使用は、禁止はしておりません。

整備についてですけど、下水道公園の奥側については、特に公園の幅も狭く、ネットを高くするとか対策を行った場合においても、ボールがネットを超える可能性があるため、隣には下水道施設に近いことから、危険でもあります。公園手前の広い部分でボールを使用していただきたいと考えております。

昨年度にはなりますが、公園奥側については、以前は、薄暗い状況で改善してほしいというようなご要望もありましたが、木陰を残しつつ、中央部分の伐採を少し行っております。公園

を利用する環境が少し改善されたのではないかなと思って
おります。

公園改修のご要望があることは、承知しておりますが、今後、
和木ポンプ場の改築や大規模修繕の際の施工ヤードとなる
ことから、現状でご理解いただきたいと考えております。

議 長 上田議員。

上 田 議 員 現状でご理解いただきたいという事なんですけれども、実際
に町民からの要望は違っておりまして、子どもたちの反応も
全然違います。はっきり申し上げてですね、地域住民の方、
住民の方はあそこを整備して子どもたちがボール遊びをする
場所に作って欲しいというのがもう第一要望ですよ。それに
木を切って明るくはなったんです。ですけれども、子どもたち
にとっては、やはり、うす暗くその場所は遊べない場所になっ
ております。近づけない場所なんです。いくら私たちがその場所
を明るくした、使いやすくなったでしょうと言っても子ども
たちにとってはそこは薄暗く危なく立ち寄りがたい場所
でしかない訳なんです。遊べない場所なんですよね、

それならば中央の木を切って、両側の木も切って、先程言
いましたけどもネットを高くしてもボールが飛び越えてしまう。
それは可能性はあるかもしれませんが。でもある程度高くして
ボールが飛び越え難くする、そのことで子どもたちがよりそこ
を利用して健全に遊べる場所、こういったものをつくることを
検討していただきたい、これが地元の住民の声です。そうい
ったことに切実に対応できないでしょうか。

議 長 片山課長。

片 山 都 市 設 課 長 はい、ボールを使用できる公園ってということなんですけど、
5丁目付近から言いますと、あけぼの公園についてはボールを
使用してっていうことができる公園だと考えております。ある
程度の移動はしていただいて、適した場所においてボールを

使った遊び等をしていただきたいと考えております。

議 長 上田議員。

上 田 議 員 和木町内にはあけぼの公園しか今ボール遊ぶことができないんですね。ですからボール遊ぶ公園を、増設をお願いしたいと申し上げているんですよ。それにですね、なんというか財政難というものもあるんでしょうけど、ぜひですね、この 5 丁目の公園ですね、下水道公園、子どもたちが本当によく遊んでいる場所なんですよ、毎日のように子どもたちが遊びに来ている数少ない公園であると思います。そういったことでもっと利用できる範囲を広げて子どもたちが十分に遊べる空間、これを考えて検討していただきたいと思ひまして、質問をこれで今日は終わらせていただきます。

議 長 答弁は、いいですか。はい。

上 田 議 員 町長お願いできますか。

坂 本 町 長 はい、議長。

議 長 はい、坂本町長。

坂 本 町 長 はい、ただ今の上田議員さんより 5 丁目の公園、ぜひともボール遊びをできる公園と強い要望は大変理解します。ただですね、現在あけぼの公園しかボール遊びができないんですよということみたいですけど、町内、議員さんご案内の通りあちこち公園ございます。下水道公園だけですね、特別優遇するという訳にはいきません。あそこを、フェンスをもしやればですね、うちもうちもうちもとすべて波及してこようかと思ひます。まあ利用状況等々もですね、よくよく調べてみないといけないと思うんですけど、あそこの公園だけであればみやすいんですけど、やはりここをやったら町内あちこちございます。

ここでもやはり子どもさん遊ぶのは近い公園がいいと思うんですよ、そこら辺もありますので、どうしたら一番いいかなと
いろいろ検討課題、まあ財政厳しいんでね、いろいろとどの
ようにしたら子どもが喜ぶかというのもまた考えて、一緒に
考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

上 田 議 員 はい、議長。

議 長 上田議員。

上 田 議 員 あそこをやればここもってというのはわかるんですけども、
ボール遊びができる公園ってのは限られていますので、それか
らすればボールを遊べる公園として整備したということで
理解もできると思うんですよ、そういった面でも考えて欲しい
と思うんですよ。もう少し柔軟にですね、対応をお願いしたい。
あそこもやればここもできる、でも他の公園ではできない
んですよ、ボール遊びはですね、可能な公園ってのは少ないん
ですから、そののところも考慮をお願いしたいと思います。
これにおいて私の質問終わらせていただきます。

議 長 はい。

議 長 再質問がないようですので、以上で上田議員の一般質問を
終わります。